

届出書提出の手引き（事後届出）

- (1) 届出書は、同一の権利取得者（譲受人）、譲渡人の間において締結した契約ごとに必要です。
- (2) 届出を要する「一定面積以上」の判断にあたっては、『一団の土地』に注意してください。個々の取引面積は小さくても、権利取得者（譲受人）が取得した土地を合計すると一定面積以上になる一団の土地取引は、個々の契約について、契約の都度届出が必要となります。
- (3) 届出書には、権利取得者（譲受人）の実印を押印してください。
- (4) 届出を代理人名で行おうとするときは、代理権の範囲を明確にした委任状を添付してください。委任状は届出の権利取得者の実印を押印し、代理人も押印してください。このとき届出書上の名義は「 代理人 」となり、印鑑は「代理人 」のみが必要となります。この場合の代理人の印は実印でなくともいいですが、委任状に押印したものと同一印鑑を使用してください。

* 単に仲介する不動産業者は、上記の代理人には該当しません。
(委任状の標準的な書式 別紙「委任状」参照)
- (5) 届出書の記載欄に記載しきれない場合は、別紙に記載のうえ、届出者の印で割印をしてください。

(別紙「共有者名簿」「土地に関する事項」参照)
- (6) 権利取得者（譲受人）又は譲渡人が共有である場合、共有する者全員の住所・氏名の記載、権利取得者（譲受人）が共有である場合のみ押印が必要です。
- (7) 届出書は、取引した土地の所在する市町村の窓口提出してください。市町村では、届出書の記載、添付書類に不備・誤り等がないかを審査したうえで不備等がなければ提出された副本 1 部に受理印を押印し返却します。
- (8) 届出書は、市町村で正式に受理された後、県において利用目的の審査を行います。
- (9) 県で審査した結果、利用目的が土地に関する計画等に適合しない場合等には、助言・勧告を行います。

- (10) 県で審査した結果、利用目的が適正と認められた場合、原則として勧告しない旨の通知書は交付しません。受理日から起算して3週間以内に勧告及び審査期間延長に係る通知がない場合には、不勧告であったものとみなしてください。(勧告しない旨の通知書が必要となった場合には、その旨書面にて申し出てください。)
- (11) 勧告を受けた権利取得者は、勧告に基づき講じた措置について報告していただきます。勧告に従っていただけないときは、その旨を、公報・マスコミ等を通じて公表します。
- (12) 届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

委任状

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

本人（委任者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____

私は、次の物件の所有権（その他）の移転（設定）に関し、下記のことを代理人として国土利用計画法の規定に基づく土地売買等届出書等の _____

_____ に関する権限を委任します。

（物件の表示）

所 在 _____

地 目 _____ 面 積 _____

記

代理人（受任者）

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____

（注意）下線部の箇所はすべて記入してください。

なお、_____部 には代理権の範囲を記入してください。例：提出、取下げ等

共 有 者 名 簿

住 所 ・ 氏 名		持 分
割印	住 所	分の
	氏 名 ㊟	
割印	住 所	分の
	氏 名 ㊟	
割印	住 所	分の
	氏 名 ㊟	
割印	住 所	分の
	氏 名 ㊟	
割印	住 所	分の
	氏 名 ㊟	
割印	住 所	分の
	氏 名 ㊟	
割印	住 所	分の
	氏 名 ㊟	
割印	住 所	分の
	氏 名 ㊟	

(注意) 譲渡人が共有の場合は、印鑑の押印は必要ありません。

土 地 に 関 す る 事 項

割印

番 号	所 在		住居表示	地 目		面 積	
	登 記 簿			登記簿	現況	登記簿 (㎡)	実測 (㎡)
	町 又 は 字	地 番					
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計							